

# 銚子市公共工事に要する経費の前金払等取扱要領

(総則)

第1条 市が発注する公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する公共工事をいう。)の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条の規定による前金払及び既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)の取扱いについて、銚子市会計規則(平成19年3月30日規則第35号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前払金の支払基準等)

第2条 公共工事の前金払は、次表左欄に掲げる区分により行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

区 分	割 合	充 当 経 費
(工 事) 1件の請負代金額が500万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)	請負代金額の4割以内。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
(設計又は調査) 1件の請負代金額が500万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査。	請負代金額の3割以内。	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。
(測 量) 1件の請負代金額が500万円以上の測量。	請負代金額の3割以内。	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。

2 公共工事の中間前金払は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する工事のうち、次表左欄に掲げるものについて行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当する

ものであること。

区 分	割 合	充 当 経 費
1 件の請負代金額が 500 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	請負代金額の 2 割以内。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

（保証証書の寄託）

第 3 条 前金払又は中間前金払をしようとするときは、相手方をして、法第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社との公共工事の完成時期を保証期限とした、同条第 5 項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

（公共工事の内容の変更に伴う前払金の増減）

第 4 条 公共工事の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金を増額した場合は、増額後の請負代金額に第 2 条に規定する割合に乗じて得た額から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内で、前払金額を増額することができる。

2 公共工事の内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6、設計又は調査若しくは測量にあつては 10 分の 4）を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

（保証契約の変更）

第 5 条 前条第 1 項の規定により支払済の前払金に追加して更に前金払をしようとするときには、相手方をして、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

（中間前払金の認定）

第 6 条 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払に係る認定請求書（別記第 1 号様式）（以下「認定請求書」という。）を市長に提出しなければならない。また、認定請求書には銚子市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 1 3 条の規定による工事履行報告書、工程表及び写真（以下「認定資料」という。）を添付しなければならない。

2 予算担当室は、前項の認定請求書が提出されたときは、第 2 条第 2 項に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうか確認する。

3 予算担当室は、前項の確認にあたりその進捗額について認定しようとするときは、認定資料により行うこととする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。

4 予算担当室は、前項の認定の結果、妥当と認めるときは、認定調書（別記第 2 号様式）を 2 部作成し、1 部を受注者に交付し、他の 1 部を保管するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第7条 中間前金払及び部分払の対象となる建設工事の契約にあたっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の選択については、その後において変更することはできない。

3 届出書において、部分払を選択した場合には、中間前払金は行わないものとする。ただし、債務負担行為又は継続費に基づく建設工事請負契約における各年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工事についても行うことができるものとする。

(部分払)

第8条 前金払をした工事等について部分払をする場合の金額は、次の式により算出した額とする。

この場合において、請負代金相当額とは、請負代金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

$$\text{請負代金相当額} \times \left( 9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額} \right)$$

2 前項の部分払は、当該工事等の既成部分が全工事等の10分の5以上あるものについて行う。

3 中間前金払をした工事については、部分払は行わないものとする。ただし、債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度末において、部分払をすることができる。

(債務負担行為又は継続費に基づく契約における前金払)

第9条 債務負担行為に基づく契約における前金払は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額(前会計年度における工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。)に対して行う。この場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	請負代金額の4割以内。	各会計年度の出来高予定額の4割以内。
第2条 第2項	工期の2分の1 請負代金の額の2分の1 請負代金額の2割以内	当該会計年度の工事実施期間の2分の1 当該会計年度の出来高予定額の2分の1 各会計年度の出来高予定額の2割以内
第3条	工事等の完成時期	工事等の完成時期(最終会計年度以外の会計年度にあつては、当該会計年度の末日)
第4条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第8条 第1項	請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額/請負代金額)	(1) 前払金の支払を受けている場合 請負代金相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - 〔請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)〕 × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度出来高予定額 (2) 前払金及び中間前払金の支払を受けている場

		合 請負代金相当額 × 9 / 10 - 前会計年度までの 支払金額 - (請負代金相当額 - 前年度までの出来 高予定額) × (当該会計年度前払金額 + 当該会計 年度の中間前払金額) / 当該会計年度出来高予定額
第 8 条 第 2 項	当該工事等の既成部分	当該工事等の当該会計年度の出来高の請負代金相 当額
	全工事等	当該会計年度の出来高予定額

(義務違反等による前払金の返還)

第 10 条 前金払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 前払金を当該工事等以外の目的に使用したとき。

(2) 当該工事等の契約が解除されたとき。

(3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

(端数利息)

第 11 条 この要領に基づき前金払する場合における前払金の金額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(「銚子市低入札価格調査実施要領」第 8 条に規定する低入札価格調査を受けた者との契約の前金払)

第 12 条 「銚子市低入札価格調査実施要領」第 8 条に規定する低入札価格調査を受けた者との契約における前金払について、第 2 条及び第 9 条表中「4 割」を「2 割」に読み替えて取扱うものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(公共工事に要する経費の前払金の取扱いについての廃止)

2 公共工事に要する経費の前払金の取扱いについて (平成 14 年 4 月 1 日施行) は、廃止する。

(特例措置の適用について)

3 第 2 条第 1 項表において、左欄に掲げる区分 (工事) の前払金の充当することができる経費は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(経過措置)

4 この要領の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る

契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、  
なお従前の例による。

附則

改正後の要領は、平成30年4月1日以降に契約締結する工事等に適用する。

附則

改正後の要領は、平成31年4月1日以降に契約締結する工事等に適用する。

別記

第1号様式（第6条第1項）

## 認 定 請 求 書

工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者職氏名 印</p> <p>銚子市長 様</p>	

(注) 添付書類（工事履行報告書、工程表、写真）

認 定 調 書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">銚子市長 印</p>	

(注)「摘要」欄には参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか。
- 2 工期の2分の1を経過しているか。
- 3 出来高が50%以上であるか。

中間前金払と部分払いの選択に係る届出書

年 月 日

銚子市長 様

受注者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

下記に掲げる工事については、（中間前金払・部分払）を選択したいので、お届けします。

記

1 工事名

2 工事場所

3 落札額 円

4 工事期間 年 月 日 から 年 月 日 まで